第349回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第349回入札監理小委員会 議事次第

日 時:平成26年11月21日(金)14:17~15:54

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 事業評価(案)の審議
 - ○農林水産省行政情報システムの運用管理業務(農林水産省)
- 2. 実施要項(案)の審議
 - ○港湾、空港における発注者支援業務(国土交通省)
 - ○道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等(国土交通省)
- 3. その他

<出席者>

(委 員)

石堂主查、井熊副主查、若林専門委員、宮崎専門委員、辻専門委員、大山専門委員

(農林水産省)

大臣官房評価改善課情報室 矢野室長、小川課長補佐、阿部係長、相澤係長

(国土交通省)

港湾局技術企画課 坂井室長、宮田企画官

大臣官房技術調査課 高村室長、粟津課長補佐 土地・建設産業局総務課 小椋企画官

(事務局)

新田参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第349回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、農林水産省の「行政情報システムの運用管理業務」の事業評価(案)、国土交通省の「港湾、空港における発注者支援業務」の実施要項(案)、国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の実施要項(案)の審議を行います。

最初に、農林水産省の「行政情報システムの運用管理業務」の事業評価(案)について の審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、農林水産省大臣官房評価改善課情報室矢野室長より御説明を お願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○矢野室長 ただいま御紹介いただきました評価改善課室長の矢野でございます。本日は よろしくお願いいたします。

今回のこの業務は、平成25年4月から実施しておりまして、28年3月までの3年間実施 することとなっているものでございます。

このたび、政府情報システム改革という大きな動きの中で、この業務についてもそういう情勢の変化から、業務契約変更が必要となったところでございます。加えまして、次期のこのシステムの運用を確実かつスムーズに開始するために、当初から比べますと、3か月の契約期間を前倒しし、実施状況の評価について御審議いただくことになった次第でございます。詳細については、担当の小川から説明させていただきます。

〇小川課長補佐 評価改善課情報室課長補佐の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にございます資料、右上に「参考資料」と書かれているもので、タイトルが「市場化テスト対象事業「農林水産省行政情報システムの運用管理業務」の契約変更(案)及び実施状況の評価の前倒しに至る経緯について」と書かれている資料に沿って御説明させていただきます。

まず1の「背景」ですが、本事業については、平成25年4月より事業を開始しておりまして、当初の予定では、平成28年3月までの3か年契約でございまして、次期事業については、28年4月より実施する予定でございました。しかし、「世界最先端IT国家創造宣言」に基づく「政府情報システム改革ロードマップ」において、当省では地方支分部局等のLANシステムを統合し、平成28年1月から新たに運用することを決定し、現在、次期システム調達・構築にかかる作業等を推進中でございます。

2の「契約変更の理由」ですが、上記1に伴い、現行の農林水産省行政情報システムの運用を平成27年12月末に終了することから、現行の農林水産省行政情報システムの運用管理業務、本事業の契約期間については、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3か年を3か月短縮し、平成27年12月末までに契約変更することとしたいと考えております。

続きまして、3の「実施状況の評価の前倒しについて」ですが、平成28年1月から次期の農林水産省行政情報システムの運用を開始するためには、次期運用管理業務の受託事業者を平成27年8月までに決定し、受託事業者において、要員の確保、現行の受託事業者か

らの引継ぎ、運用試験等の準備をしっかり行っていただく必要があると考えております。

このためには、逆算しますと、平成27年1月に次期運用管理業務の実施要項(案)を官 民競争入札等監理委員会において御審議いただく必要がございますので、今般、現行の運 用管理業務の実施状況の評価を前倒しして報告するものでございます。

参考資料の説明に関しては、以上でございます。

続きまして、お手元の、右上に「資料1」と書いてある資料の説明をさせていただきます。

タイトルが「民間競争入札実施事業 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の実施状況について(案)」でございます。

まず1の「事業の概要」については、記載のとおりですので、割愛させていただきます。 続きまして、2の「確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価」ですが、「評価 事項」の1つ目「主要サービスの稼働率」については100%となっておりまして、保証値 99.9%以上を達成しております。

2ページ目に進んでいただきまして、「目標復旧時間」については、主要サービスの停止がなかったため、該当なしとなります。

続きまして、「ヘルプデスク利用満足度調査」については82点となっており、基準スコアの75点を超えております。

最後の評価事項「業務の内容」については、日次、月次、年次の報告において、適切に 運用管理業務が実施されていることを確認しております。

以上、全ての評価事項において、サービスの質が確保されていると評価しております。 続きまして、3の「実施経費の状況及び評価」について説明させていただきます。

まず(1)「実施経費」は、平成25年4月から26年9月までの18か月で約2億3千万円となっておりまして、12か月分にしますと、約1億5千万円になります。

3ページ目に進んでいただきまして、(2)の「経費節減効果」ですが、前回の実施経費が約1億3千万円となっておりますので、節減額は約 Δ 2千2百万円、節減率は Δ 16.7%となっており、額面では節減されておらず、増加していることになります。

このことについては、(3)「評価」に記載しておりますとおり、①一部ソフトウェアのメジャーバージョンアップの実施を新たな要件として追加したこと、②情報セキュリティインシデントに係る対応等の業務増加が見込まれたことから、常駐の運用業務要員数の要件を6名から7名に増加したこと、③情報セキュリティ対策の強化に係る時間外業務の経費が別途発生したことから、経費の削減には至っておりません。

なお、これら①~③に係る経費の増加がない場合は、同程度の経費となると見込んでいるところでございます。

続きまして、4の「競争状況及び評価」について説明させていただきます。

これについては、(2)の「評価」に記載されておりますとおり、前回の入札監理小委員会の御審議等を踏まえまして、業務内容等の明確化、参加要件の緩和等の改善を行った

ところですが、結果として1者応札となりました。次期事業の実施に当たりましては、応 札しなかった業者にヒアリングした結果等を踏まえまして、更なる改善が必要であると考 えております。

続きまして、5の「受託事業者からの改善提案による改善実施事項等」について説明させていただきます。

改善事項については、(1)~(3)までの3点ございまして。(1)は、システム運用管理に係る依頼、対応、報告について、これらを管理するデータベースをLotus Notes の電子掲示板を活用して作成し、運用するものでございます。 4ページ目に進んでいただきまして、対応漏れの防止や適切な進捗管理など、円滑な運用管理を実施できております。

- (2)は、他の調達案件や本省LANシステムに関係または影響のあるシステムの構築・運用において、他の事業者との会議へ積極的に参加し、本省LANシステムに及ぼす影響の把握や対策提案を行うというものです。これによりまして、予期せぬ障害の影響回避、他の調達案件の円滑な運用に寄与しております。
- (3) は、人事異動期における問い合わせなどの増加に対応するため、通常 7 名体制のところ、 $3 \sim 4$ 名の大幅な増員をして対応を行う、また、本省 LANパソコンにおいて異動者が利用開始、つまりログインする際に、操作マニュアルの保存フォルダをポップアップさせる仕組みを整備するというものです。これにより、円滑な問い合わせ対応によるサービスの質の確保、問い合わせ件数の削減などが図られております。

続きまして、6の「全体的な評価」ですが、(1)として、重大な障害や問題は発生しておらず、主要3サービスの稼働率は100%であることから、サービスの質は確保できていること。(2)として、ヘルプデスク満足度調査の平均スコアが82点となり、基準スコアの75点を上回っていることから、利用者から高い評価が得られていること。(3)として、対応実績を蓄積して、ヘルプデスク内で情報共有を図ることによる対応時間の短縮。5ページに進みまして、未知の障害が発生した場合などの対応手順の作成など、創意工夫による対応時間の短縮がされていること。(4)として、以上のように実施要項において設定したサービスの質は確保されており、IT活用による業務の効率化に資するという目的は達成しているものと評価しております。

最後に7の「今後の事業」ですが、(1)のウに記載しておりますとおり、今回の事業の入札においては1者応札となったことから、民間事業者の参入促進の更なる検討が必要であると考えております。

現時点では、(ア)として、落札者決定から業務開始までの期間を18日から約4か月程度に拡大し、運用開始までに要員の確保、現行業務の引継ぎ、運用試験等の業務準備ができる十分な期間を確保する。(イ)として、技術審査のための提案書について、審査項目をより簡素化し、提案書作成に要する作業及び経費の負担軽減を図ることとしております。また、(2)として、本事業については、総合的には良好な実施結果が得られておりますが、1者応札となったこと、業務の更なる質の向上や民間事業者の参入促進のため、今

後の事業に当たっても、引き続き官民競争入札等監理委員会の審議を通じて市場化テストを継続して実施したいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)について、内閣府より説明をお願いします。説明時間は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、内閣府の評価(案)の御説明をさせていただきます。お手元の資料 Aの「委員限り」という資料を御覧ください。

I、Ⅱは割愛させていただきまして、3ページ目の「対象公共サービスの実施内容に関する評価」の4項目ございますアンケートの調査項目について、全て標準スコア75点以上、平均で82点を取っていることから、利用者からの満足度も達成されていると思っております。

2番目の「その他の対象公共サービスの質」においても、それぞれの目標を達成しておりますので、その辺も評価しているところでございます。

また、4ページ目の「実施経費」についても、費用は増加しているものの情報セキュリティの強化とかそういう部分を抜くと、前回と今回のシステムの運用経費について、それほど大きなギャップはないということで、これも評価できるかと思っております。

また、5ページ目の「民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」については、 民間事業者から改善提案が出されましたので、これについても評価できると思っておりま す。

6ページ目の3の「評価のまとめ」としては、本事業において確保されるべき公共サービスの質は達成されていることから、良好に事業が実施されていると評価できます。また、民間事業者の提案により、業務の質の向上が図られるなど、民間の創意工夫が発揮されており、この点についても評価ができます。

実施経費については、単年度当たり約1億5千万円、従来の実施に要した経費が約1億3千万円と比べますと、約2千万円ぐらいの経費が増加しているのですけれども、その要因が、一部ソフトウェアのメジャーバージョンアップの対応とか、情報セキュリティ強化のための要員の追加によるものであります。

今回の入札状況については、競争参加資格の拡大としてA等級だけだったものをAまたはB等級にし、類似業務実績について入札参加資格から加点項目へ変更をしたり、従来の実績状況に関する情報開示の具体化等の競争性の改善策を講じた上で入札を行ったものの1者応札となっておりますので、次回の入札では民間事業者の参入促進に向けた更なる改善策を講ずることが必要であると思います。

4の「今後の事業」については、本事業は、実施状況は良好ですが、1者応札であったこと、次期調達においては、地方支分部局等のLANシステムを統合するなどの変更が予定されていることから、以下の競争性の改善策を講じつつ市場化テストを内閣府としても継続

して実施することが適当であると考えております。 以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況と評価について、御質問・御 意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 御説明ありがとうございました。

実施内容については御説明があったとおりなのかもしれませんが、一番大きな問題は1 者応札であったということです。経費が上がってしまったことに関しては、ここにいろい ろ業務上の理由も書いてあるのですが、やはり競争がなかったこともコストアップの1つ の原因だととらえるべきであろうと思います。競争がないわけですから。ここに対策も書 いてあるのですが、システムの場合、システムの構築業者の方に情報が集中してしまって 1者になることはよくあることかなと思うのですけれども、その意味で、このシステムを 構築業者が運用していることになっているのかということと、それから、多くの人たちが 応札できるように、情報開示というようなことに関しての対策は十分なのかという点につ いて教えていただければと思います。

○小川課長補佐 まず1点目の現行システムの構築事業者が運用しているのかということですが、現行システムの構築事業者と運用事業者は違う業者になっております。構築事業者はNECで、運用事業者はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズとなっております。

2点目の情報開示ですが、次期システムの調達に関する情報開示ですか。

- ○井熊副主査 現行システムですね。1者応札になった理由としてお聞きしています。
- ○小川課長補佐 情報開示はやっていると思っています。例えば既存の構築のドキュメント、設計書等はございますので、そういったものの閲覧等をできるように、調達時には配慮をしていたところでございます。
- ○石堂主査 ほかにいかがですか。
- ○大山専門委員 御説明ありがとうございました。

今の話にも関係するのですけれども、前回1者応札になった原因についてどうお考えになられているかということが1つで、それに対する対策を今回どういうふうに打とうとしているかと。現在の状況は、ここの評価(案)に書いてあるとおりだろうと思うので、これについては特に疑念とか、何か改善点とかそんなことを思うことは余りないのですが、今言ったように、何で1者だったのかということ。

それから、今回、次に1者応札にならないための努力はもちろんしていると思うのですけれども、移行のための期間を4か月取っていますね。これは長くなればなるほど現行業者が有利になる可能性を持っている。その辺のところは、逆に言うと、応札しようという新規の業者さんにとってのインセンティブというか、現行業者との競争になったときの状況を考えると、今の範囲だけでざっと言うと、4か月だと4千万円以上という差になるので、その辺のことについてどうお考えですか。結局は、どういう工夫をなさろうとしてい

るかということだけ教えていただけるとありがたいなと思います。

○小川課長補佐 現行の業務が1者応札になった原因について様々な理由はあると思うの ですけれども、現行業務の調達が終わった後で、入札に参加されなかった業者様のヒアリ ングを行っていまして。調達仕様が分かりにくいとか、総合評価をやっていて、評価項目 が150~160あり、非常に多いといったような意見もございましたので、そういったところ は真摯に受けとめて、改善を図りたいと考えております。実際の運用開始が28年1月で、 4か月前に決めて、そこからやっていくというところは逆に言うと、28年1月からいきな りフル稼働していただくのは難しいと思っています。4か月間の中で要員の確保、引継ぎ、 準備、そういったものができるので、逆に、新規の事業者であってもそこは入りやすいと いうことで、少し期間を取って調達していくのがよいのではないかと考えております。 ○大山専門委員 それは分からないではないのですが、現行業者が応札するときにはその 分は要らないわけですね。引継ぎはないですね。だから、その意味で彼らの方にアドバン テージがありますねということを申し上げたくて、それが長くなれば長くなるほどアドバ ンテージは大きくなるわけなので、そこのところで4か月は妥当なのかということについ て、先ほど、そもそも論としてこの話は、ほかのところが追加されるというのがあるので ちょっと分からないところはありますが、構築した業者さんも応札しなかったというのは、 通常は余りないというか、一番分かっているところが応札しなかった。これは何かあるの かなとやはり思うのですね。その辺について、もちろん知っている限りでいいのですけれ ども、努力するしかないわけなので、それ以上調べろとかそういうことを言っても、分か らないことは無理だと思いますけれども、その辺についてどうお考えかなというので、い

○相澤係長 相澤と申します。私から回答させていただきたいと思います。

ま一つ得心できないと思うのですが、いかがですか。

まず、4か月間ある中で、現行運用業者であれば、引継ぎはほとんど要らないのではないかということですけれども、今回は今まで本省で運用していた現行のシステムとは全く別のシステムを作ろうとしています。どういうことかといいますと、例えば中に含まれるソフト等も全部変更ができるよう、自由に作れるような形で構築業者に作ってもらおうとしていますので、今後作るシステムは現行のシステムと大幅に変わることを想定しています。そういったこともありますので、現行業者が必ず有利になるとは考えていないというところでございます。逆に習熟期間を長く取ってあげた方がいいのではないかということで4か月必要になっているということでございます。

- ○大山専門委員 そうすると、今度の次期システムの話を聞かないと、やはり分からない ことになるけれども、それは近々出てくるということですね。
- ○矢野室長 そういうことですね。
- ○大山専門委員 そうすると、今日の時点では、市場化テストに残るという、評価の方で いただいている案についての妥当性を見ればいいということで伺えばいいですか。
- ○矢野室長 はい。全体のスケジュール変更もあったことを御了解いただき、そして、今、

御指摘のあったとおり、これまでの実績のところを見ていただければということでございます。

- ○大山専門委員 一緒にすると間に合わないことがあるから、早くやらなければいけない、 それで、今月になっているという理解でいいですか。
- ○矢野室長 ざっくり申し上げれば、そのとおりでございます。
- ○大山専門委員 分かりました。

そうすると、先ほどの前提で言うと、新規の今度作られるシステムが全く別で、同時並行に稼働する期間があって、オペレーションする人は今までの現行業者に加えて、現行業者であれ、他の業者であれ、その人たちが入って来なければいけないということで、習熟期間を4か月持っても、特に現行業者が得になるわけではないと、こういう論法ですね。

- ○矢野室長 そうですね。
- ○大山専門委員 分かりました。
- ○矢野室長 少しだけ補足いたしますと、政府全体の情報システム改革の中で、各省庁が持っているLANは、今後、基本的に一つしなさいと言われております。農水省については、現在18本ほどございまして、なかなか一気にはできないのですが、それを中期的な計画で、2回に分けて集約をしていくことを考えております。

それから、昨今の情報セキュリティの関係で、例えばシンクライアントシステムとか、 これまでにないようなものも今後は導入していくと、こういうことも考えておりまして、 これは、次期の中で御説明させていただきたいと思っております。

- ○石堂主査 ほかにいかがですか。
- ○宮崎専門委員 御説明ありがとうございました。

最後の「評価」の次期への取組のところで、農水省さんが書かれていたものは、準備期間を4か月間ほど残すことと技術審査項目を簡素化すること。内閣府の書かれた評価(案)では、競争資格をAからBに拡大するとか、類似業務実績を参加資格ではなく加点にすること。それから、情報開示を充実化させる必要があるということで、評価の内容が大分異なるものですから、内閣府の書いている評価(案)のまとめの内容は、ものによっては農水省さんの評価のまとめに反映可能なのか。どう考えられるのか。例えば、情報開示の充実化を検討するとかは必要だとは思うのですけれども、この辺りをどうお考えになるのか、ちょっと御説明いただければと思います。

- ○小川課長補佐 内閣府様の「評価のまとめ」については、現行の入札ですから、平成24 年度に入札した際の改善でして、こちらについては、当時の審議を踏まえまして、取り込んで実施しているところでございますので、当然、次回の実施においても取り込む前提で進めてまいりたいと考えております。
- ○矢野室長 これを下敷きにして、更に可能なことを取り込んでまいりたいと思っております。
- ○石堂主査 次回は、地方支分部局のLANシステムを全部統合する方向で動かれるのですか。

- ○矢野室長 一回ではできませんので、そのうち半分程度は統合していくということで考えております。
- ○石堂主査 そのときに、今行われている地方のLANシステムは、いわば本省のシステムの 小型版と考えればいいだけなのですか。
- ○相澤係長 現状では、各地方支分部局がそれぞれに本省のものと似たようなLANシステムを運用していて、子供のような形になっています。全国で使うような機能は、農林水産省本省のみで整備していますので、子供ともちょっと違うのですけれども、似たような構成になっているということは言えます。
- ○石堂主査 今日の評価とは直接関係ないのですが、次回、2段階にしてやるときに、地 方支分部局における運用の実態がどうであったかということの情報開示をきちんとしてい ただく必要があると思いますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本事業評価(案)の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 御審議ありがとうございました。

今回1者応札ということで、次回、農水さんの方も非常に考えておりまして、特に先生方から御指摘がありましたとおり、Notesというソフトウェアを請け負う会社は非常に少ないというのも今回はあったと思いますし、それを構築したところがなぜ応札しなかったかというのも疑問ではありますけれども、次回は、今回、農水さんが、Notesをスクラップスクラッチして新しい仕組みにするという検討もされているようですので、それによりかなり応札があるというふうにこちらも見込んでおります。

それと、2つ目として、審査項目を簡素化するということは、提案書作成にかかる民間 業者のコストを削減することになりますので、こちらでも応札が上がると考えております。 以上でございます。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理 委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(農林水産省退室、国土交通省港湾局入室)

〇石堂主査 続いて、国土交通省の「港湾、空港における発注者支援業務」の実施要項(案) についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項(案)について、国土交通省港湾局技術企画課坂井室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇坂井室長 国土交通省港湾局技術企画課の坂井でございます。本日はよろしくお願いいたします。

今回、対象になっておりますのは、「港湾、空港における発注者支援業務」というくくりでございます。その説明をさせていただくに先立ちまして、どのような業務かというところについて、既に御承知かとは思いますが、改めて御説明をさせていただければと存じます。資料B-4「委員限り」と書いてある資料でございます。こちらの縦の一枚紙を使って御説明をさせていただければと存じます。

もともとこの業務は、国の職員が自ら実施していた業務でございます。発注に当たりまして積算を行ったり、その後、応札があったときに技術提案も併せて提供いただきますので、その技術審査をやったり、工事に入りますと、監督をやったり、検査をやったり、かなり以前であれば、国の職員が自ら実施していた業務ですが、国の職員の数、組織をスリム化していく中、また、業務が非常に多岐にわたっておりまして、ほかの業務をしていく中で、こういった業務を職員が自らやることがなかなか難しくなって、それを外注していったという経緯の業務でございます。

流れとしては、港湾の事業は、大きくは調査・設計の段階、工事を発注する段階、あと、 工事を実施する段階に分かれるわけですけれども、この発注者支援業務は、工事の発注の 準備から工事の実施までに係る発注者側の作業を切り出したものです。

まず最初に、発注補助業務がございまして、これは予定価格を積算するものの基礎資料を作成する業務でございます。これは件数としては、26年度の例でいきますと、全国で16件、総額で268,000,000円の規模の業務でございます。工事を発注するときのその金額を算定するという業務でございます。

その次、技術審査補助業務がございまして。これは最近では全て総合評価でございますので、価格とともに技術提案を審査するということですから、民間事業者から提出された技術提案の資料について点数をつけるわけですが、その基礎的な作業をしていただくものでございます。これは26年度で言いますと、全国で7件、188,000,000円という規模のものでございます。

ここまでが発注、契約までの作業でございます。これ以降が、実際に工事が始まって以降の業務でございまして、監督補助業務。これは現場で発注者側のやるべき監督業務でございますので、そういったものを実施する、その補助をするというものでございます。これが昨年度でいきますと、全国で42件、1,703,000,000円でございます。

それから、最後に品質監視補助及び施工状況確認補助業務。これは物ができ上がってきますと、検査という段階になってまいります。そういう検査を行うようなことについての補助をしていただく業務。これが26年度の場合、全国で39件、2,518,000,000円という規模になってございます。

発注までの2つの段階、これが比較的規模は小さいけれども、かなり専門知識を要する 分野でございます。発注して、契約した後の現場での業務、これが規模がかなり大きいで す。一方で、専門知識は必要ですけれども、上の2つまでは必要ないといった大きなくく りでございます。 これまで市場化テストを始めて以降、いろいろコンサルタント業者の参入を促してきておるのですけれども、なかなか十分な成果が上がってきていないことから、今回の公告分、次年度の業務に際して、改めて、工夫をしていきたいということでございます。まずは、参入の可能性のある民間コンサルタント会社にアンケート調査を実施させていただきました。その結果が資料B-5でございます。関心のありそうな港湾建設系のコンサルタント52社を対象にアンケート調査を行いました。

結果の概要ですが、2ページ目です。入札に参加しなかった業者に対して、入札に参加しなかった理由を伺いましたところ、一番多いのは「技術者不足により、発注者支援業務への対応が困難」が3割前後ございます。それから、「業務内容が自社では履行困難または対応不可」が大きなところでございます。また、ノウハウがないとか、過去の実績から加点が得られないとか、そのほかいろいろ理由もございますが、大きくは、技術者不足と対応が難しいというようなものでございました。ある意味、技術者の確保が大きな課題になっていることが分かります。

3ページ目ですが、発注の規模です。これは、これまで単年度ではなく2年のくくりにすれば効果があるのではないかということで取り組んできておるのですけれども、コンサルタント側の希望としても、2年が希望としては一番多いところで、これまで取組を行ってきたところの方向性としてはおおむね合致しているのかなと思っております。

一方、「1業務あたりの適切な技術者数」では、我々は従来、大ロット化した方が比較的入ってきていただきやすいのではないかと思っておった時期もあって、そのころは民間コンサルタントもそういうふうにおっしゃっておられたように思うのですけれども、ここ最近では、2人もしくは3人、この辺りの規模、比較的小さいロットが好まれているというふうな結果が出ております。恐らく人手が次第に不足ぎみに推移している中で、余り大きなロットは好まれてないというものでございます。

それから、4ページ目です。「設計共同体(JV)」についてですが、これはメリットを感じておられる方がかなりおられまして、理由としては「JVを組むことで、ノウハウを蓄積することができる」というようなこと、それから、技術者確保。やはり人手不足的な対応のところです。「技術者確保の観点から、JVを組むことは効果がある」というようなことでございまして。要するに、JVをもう少し促進するような策が必要ではないかと思います。

そのほかの意見という中では、例えば落札予定業者を早めに決めてほしいと。要するに、 いろいろな業務が出てまいりますと、早め早めに決めてもらうと対応できるけれども、遅 くなってくるとなかなか難しいとか、いろいろそのほかの意見もございました。

そういったところを踏まえまして、対応を工夫する点を今回改善をしておるところで、全部を取りまとめますと5ページ目ですが、アンケートを踏まえた課題として、「業務量が増加し、技術者の確保が困難」「業務実績がなくノウハウがない」「特殊性を有した業務のため、人材育成が必要」「経験実績を保有している技術者に限りがある」といったこ

とでありますので、今回の対応方針としては、実績要件をこれまでもかなり緩和してきたのですけれども、更に、実績要件を緩和する。それから、設計共同体(JV)については、更に参入を促進するために、今回は基準を緩和するわけではないのですけれども、どういう場合にJVをどういうふうに組むことができるかというようなことの例示をしっかりさせていただくことによって、JVを組んで、より入っていただきやすくするといったことを考えています。

それから、管理技術者・担当技術者に対する要件の緩和。会社そのものの要件も、一番 上の項目で緩和するのですけれども、担当技術者はかなり人の確保が困難だということも 加えて緩和をしていきたい。

それから、契約に関するその他の取組ということで、我々としても、なるべく早めに受注者を決めていくというようなことを、限られたスケジュール的な制約もありますが、なるべくそういうことをしていきたいと考えております。

具体の対応ですけれども、6ページ目です。「業務実績要件の緩和」については、これまで企業や管理技術者に求める実績要件の期間を過去10年間で区切っておったのですけれども、更に5年延ばして15年間。過去15年間のうちで実績があれば参入可能ですよというような形にさせていただきます。

それから、「JVによる参入の促進」では、どういうふうなJVの組み合わせがあるのか。企業の組み合わせでJVを認めるかという業務の区分を明示したこと。これはB-3という資料の一番最後の52ページです。これまで、どういう会社の組み合わせでJVは組めるのかということについて明示はしてなかったのですが、今回、明示をさせていただいたということで、業務内容によって区分をするような場合、それから、事業の中身によって区分するような場合、それから、区域、どこの港というようなことで、これで区分できる。それから、場合によっては、もっと小さい単位、施設ごとに区分するようなこと。それから、もっと小さく、どの工事はどっちの会社というようなことで分担していただくようなこと可能ですと。いろいろな組み合わせ方がありますよということで例示させていただく。こういうようなことで、JVとしての参入を促していきたいと考えてございます。

それから、管理技術者と担当技術者の資格要件の緩和については、管理技術者の類似業務実績、求める実績について、新たに監理技術者として従事した港湾・空港の工事の実績ということで、監理技術者としてやっていただいた部分について実績に加えるというものを考えております。

それから、発注補助業務、技術審査補助業務の2つの業務に関しては、実務経験として、 主任技術者として従事した工事を認めることを追加する。

それから、これまで担当技術者については、それぞれ必要な要件を定めておったのですけれども、今回から、複数の担当者を配置する場合においては、1名はそういった実績がなくても担当技術者として認めますというようなことで、ここはかなり大きな緩和だと思っておりますけれども、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能にしますということ

を今回やりたいと思います。

それから、契約に関する取組としては、複数年契約が、2年という契約が一番望まれていることから、そういった取組を引き続き行うことと、落札予定者の早期決定についても、 更に一層独自に取り組ませていただきたいと思っています。

7ページ目が、担当技術者の資格要件の緩和で、1名は資格要件を満たさなくても配置可能ですよというところについて、少し図解したものです。「認められるケース」にあるのですけれども、同じ場所で働く方で2人以上配置していただくようなときに、1人は全く資格は要りませんと、見習いみたいな人をつけていただいて、現場で育成していただくというようなことでも、担当技術者として受け入れますというような形に改善をしております。ただ、1つの職場で1人だけで担当するような場合は、しっかりした資格の方を配置してくださいというような形にしております。こういったところが今回の大きな緩和の点、こういったところで少し人手不足感がある中でも、できるだけいろいろな会社に参入していただきたいと思ってございます。

そういったところについて、入札実施要項で改定をさせていただいております。入札実施要項は基本的には昨年からずっと同じですが、先ほど申し上げました点について改善をさせていただいています。個別の細かなところの説明は省略をさせていただきます。

なお、この委員会に先立ちまして、パブリックコメントを実施させていただきました けれども、特段の意見は寄せられておりません。

港湾局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 御説明ありがとうございました。

アンケートをきちんとやられて、原因を明らかにして対応をされているという点は、大変よろしいのではないかなと思います。

その上で、もう一歩踏み込めないかなと思う点が2つあるなと思っていまして。例えば、一番最後に御説明されたところですけれども、これは非常に大きな緩和だというお話ですが、1つは、履行場所において複数配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくともというのは、何となく不自然な感じがして、1名資格要件があればいいというふうにならないのかなと。例えば、ここのケースで言うと、7ページ目の「認められないケース」の一番右側のケースがどうしてだめなのかというようなところがあります。この人がちゃんと管理・監督すればいいのではないかというようなことも考えられるような感じがします。

それから、もう一つは、JVですけれども、区分でJVというようなことではなくて、例えば、これだと、1つの業務に対して複数の会社がチームアップするのは考えてないというふうに聞こえるのですけれども、例えばこのアンケートで言うと、JVを組むことでノウハウが蓄積できるということをJVのメリットとして言っているわけで、そういうことであれば、複数違う会社が同じ区分の中で仕事をするというケースが認められた方が、こういう

ニーズに応えられるのではないかなというところで、2点ですね。

○坂井室長 確かに3名、4名と配置する中で、有資格者1人だけと言う方が、より緩和された状態だとは思うのですけれども、実際に、それで業務が円滑に回っていくのかどうかということについて、我々、多少そこまで緩和すると不安なところがありまして。特に積算業務とかそういったものは専門的な知識を必要としておりますし、現場の業務であると、それぞれの方がそれぞれ事業者に対応されるということで、相手からもそれなりの知識を求められているというところがありますので、担当技術者のうち多くの方が資格を満たしてなくて、少数の方だけ満たしているという状況はちょっと心配なところがございます。これは、この先々も必ずそこは維持するということではないのですが、今回、少し緩和に踏み出したところでございまして、今年度は少なくとも1名だけ無資格というようなことで御容赦いただきたいというところでございます。それで、様子を見て、全く問題がないということであれば、次年度以降、また、広げていくことはあるかもしれませんが、今のところは、そこまで広げると、我々が業務を円滑に進めていく上で自信がないということでございます。

- ○井熊副主査 まず第一歩ということですね。
- ○坂井室長 第一歩ということです。ただ、どこまで、誰でもいいような状況にするのか というのは、少し躊躇するところでございます。

それから、JVについてですけれども、これは、JVの大もとのルールの中で、担当業務を明確に分けて、それぞれ責任分担というか、自分の業務は自分で責任を持って進めると、そういった枠組みになってございます。そういった意味で、一つの業務を2つの者が同時に担当して、どっちの人がやってもいいですよというようなことには、もともとの設計共同体の枠組みはそういうつくりになってございませんので、それは難しいと思います。

ただ、今回、我々がお示ししたのは、そうは言っても、ものすごく細かいところで分担を切り分ける。ほぼ類似の業務を、こっちはこっちの会社、こっちはこっちの会社ということで分担をしていただいてもいいですよということですので、それは実際に進める中では、まず責任はそれぞれの会社にあるわけですけれども、お互いノウハウなんかはそれぞれに情報交換しながら進めていただければいいのではないかと思っております。そういう意味で分担の仕方は書かせていただいております。分担も決めずにやっていいよということになりますと、もともとの枠組みのところに関わってきますので、そこは御容赦いただければと思っております。

○井熊副主査 例えば、今、人手が足りないということで、7ページで、今回は上のケースでやろうというふうになったときでも、一番右のケースになったときに、有資格者はいるけれども、その有資格者の下で働く、この青い人がいないという会社もきっといますね。 そうすると、そのチームアップはできないことになりますね。

○坂井室長 そうですね。それは、一つの業務をやる中で、しっかり資格を有した方が担当していただくということになりますが、ただ、この「認められるケース」では、同じ場

所で働く同じ種類の業務ということですので、先ほどの業務分担の中でも、同じ場所で働く人の業務を細分化している場合がありますので、そういう場合であれば、有資格者が一つの会社に偏っていても、参加不可というわけではないと思っております。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

今、御説明いただいた中の話ということではないのですけれども、このアンケートの中で、6ページにも、同種・類似業務と同様の実務経験という話が出てくるのですが、これは、同じ国土交通省のほかの案件のパブコメでちょっと意見がありまして。実務経験と認めてもらう場合には、普通は1つの契約を果たした場合ということになるのですけれども、複数年契約の場合、業務が完了してなくても、1年以上の業務経験があれば、それは実務経験として認めてほしいという意見が実は出されまして。それは同じ国土交通省さんの件で、そちらでは今回いいのではないかということで入っています。我々もその話を聞いた限りにおいては、契約の長さはいろいろありますから、何を実務経験と見るかというときに、長期の契約のうち、1年以上それに従事しているという人間の実務経験を認めるのは結構合理性があるのではないかと考えていまして、この点はちょっと御検討をいただけないかなということです。

- ○坂井室長 当該の部局の方にも確認をしまして、どういう中身で意見が来ていて、どういう対応をされようとしているのかと。我々も取り組める話であれば、今回盛り込みたいと思います。
- ○石堂主査 御検討をいただきたいと思います。
- ○坂井室長 はい。
- ○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。
- ○井熊副主査 先ほどの御説明で理解はしたのですけれども、区分のところに関しては、 先ほどの御説明の方が記述よりも柔軟な感じもするので、そういうことが伝わるようにし てほしいということが1つです。

もう一つは、段階的にまず信頼性をきちんと踏まえながらやっていくというお考えはよく理解いたしましたが、ぜひ、今回も緩和がどのくらい効果があったかとか、皆さんどのようなふうにプラスの要望があるのかというのを把握、確認されて、今後ぜひ進めていただければなと思います。

- ○坂井室長 ありがとうございます。フォローしていきたいと思います。
- ○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本実施要項(案)の審議は、これまでとさせていただきます。 事務局から何かございますか。

- ○事務局 特にございません。
- ○石堂主査 それでは、本実施要項(案)については、先ほどの点をちょっと御検討をいただいて御回答をいただくということで、小委員会を開催することはいたしませんが、実

施要項(案)の取扱い、今の点についての御返事をいただき、各委員の確認を得た上で議 了とさせていただきたいと思います。それでは、今後、この実施要項(案)の内容等につ いて、更に、何か疑義等が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交 換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。そのようにさせていただきま すので、事務局へ意見等がございましたら、お寄せいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省港湾局退室、国土交通省大臣官房入室)

○石堂主査 続きまして、国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の実施要項(案)についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項(案)について、国土交通省大臣官房技術調査課高村室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でよろしくお願いしたいと思います。 〇高村室長 国土交通省の高村でございます。よろしくお願いいたします。

では、国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の実施 要項 (案) について御説明いたします。

お手元の資料C-1を御覧ください。C-1に前回の平成23年度から25年度の事業に関する評価が出ております。資料C-1の【評価の内容】です。本業務については、全体的に1者応札が減少し、平均応札者数が増える等、若干向上している傾向は確認されるものの、業務によっては改善が不十分なものがあるということでございます。ヒアリング等を通じて、競争性改善のための方策を検討し、次期実施要項に反映する必要があるということでございます。

我々としては、実際に競争に参加されることになります民間事業者にアンケートを行いまして、それに基づいて、今回、実施要項に反映させるという対応をとらさせていただいているところでございます。

資料C-5はこの業務についてですが、発注者支援業務等で主に3つに大きく分けております。一番上は「発注者支援業務」で、積算技術業務は、発注のときの工事の図面とか、あるいは、予定価格をつくる上での積算資料をつくるもの。技術審査業務は、入札契約手続において、いわゆる総合評価を行う際に必要となります様々な提出資料の確認あるいは資料の作成。工事監督支援は、右の写真に出ておりますけれども、工事を実施する場合において、現地の立ち会いとか、あるいは、いろいろな設計図書等の照合などを行うものでございます。それから、「公物管理補助業務」は、河川の巡視とか、右側がダム管理の場合の巡視の状況です。あるいは、河川関係、道路関係の許認可業務の補助、こういったものをやっております。今回、特に公物管理補助について、全体的に1者応札が多かったという前回の結果でございますので、主にここの対応をしております。それから、「用地補償総合技術業務」は、用地買収する際のいろいろな補助業務をやっていただいています。これが今回の業務の概要です。

具体的に、どんなアンケートをやったかというのが C-6の資料を御覧ください。C-

6をめくっていただきますと、今回、アンケートをできるだけ幅広くやるということで、ホームページに掲載するとともに、主に関係ありそうな会社さんには直接お声がけもいたしましてアンケートをしております。結果として、アンケートの回答をいただいたのは251社で、それなりに集まったということでございます。2ページ目を見ていただきますと、アンケートにお答えいただいたのは、この業務に関心がある業者さんがほとんどでございます。見ていただくと、2ページでは、工事監督支援については、実際に競争に参加していただいている、あるいは、実際の業務を受注していただいた会社がかなり多いということでございます。

3ページ目をめくっていただきますと、公物管理の関係を見ていただくと、実際には、 受注した業者さん、あるいは、実際に競争に参加した会社さんは、先ほどのものに比べる と、全体的に少ないということでございます。

4ページを見ていただきますと、発注者支援業務等における入札説明書は集めたけれども、参加しなかった、その理由は何ですかということについて聞いておりますけれども、なかなか適当な技術者がいない、あるいは、その技術者を確保するのがなかなか大変だというのが、これは経営的判断による観点からです。

めくっていただきまして、5ページは、入札参加の資格に関することですが、管理技術者あるいは担当技術者に求める資格要件、あるいは、実績、こういったものが厳しいというのを印象としては持たれている方が多かったという結果でございます。

更に6ページですけれども、入札参加資格要件の改善に対する認識でございまして。実際には、改善すべきというよりも、現状のままでよいという会社が多いのですけれども、 実際に受注できている会社は、現状のままでよいと思いますし、そうでない会社はそうではないということかと思っております。

どのような改善を行うべきかということについては、下のところですけれども、資格要件を変更すべきという意見がございました。

めくっていただきまして、7ページです。業務実績として認めるものでどんなものがあるかというのが、例えば一番上ですけれども、業務実績として認められる期間を10年から15年に見直していただきたい。あるいは、例えば担当技術者については資格要件がきびし過ぎる等々がございましたということでございます。

8ページですけれども、今回、総合評価における評価項目についても、改善すべき点、 あるいは、現状のままでよいというところは、それぞれほぼ同数でございました。

めくっていただきまして、9ページですが、それに関する主な意見としては、例えば一番上ですけれども、業務表彰を評価項目に追加してもよいのではないかということがございます。ただ、現在、業務のデータがまだ十分蓄積されておりませんので、これは今後の課題かなと思っております。

このような意見をいろいろ言っていただいたのが今回のアンケートでございます。この アンケートの結果を踏まえて、資料C-7でございます。アンケート結果を踏まえつつ考 えておりますので、こちらを見ていただければと思います。資料C-7は、アンケートからいろいろいただいた意見を、当然、間口を広げる方の意見を採用したということでございます。主な課題としては、どうしてもやむを得ない部分はあるのですけれども、業務実績重視の参加要件あるいは評価で、やはり新規参入が難しいという意見がございました。それから、これはここの3行だけではないのですけれども、ほかの全産業的な部分はあるわけですが、技術者確保に苦慮している状況にあります。特に、どうしても実績重視ということで、若手の技術者を登用するのがなかなか難しいということでございました。

我々としては、対応方針として、全体としては、管理技術者が一番のチーフですけれども、この方の同種業務実績の拡大、あるいは、若手技術者登用促進のための参加資格要件の緩和をできるところはどこにあるかというのを、いろいろ中を見て確認をした上で対応を検討いたしました。

具体的な措置内容の案としては、業務実績要件の緩和で、過去何年分さかのぼって実績と認めるかということですが、これはそういう意味では幅を広げるということで、過去10年から過去15年に拡大しております。それから、2つ目は、総合評価における実績評価の見直しとして、管理技術者の同種業務の方が当然総合評価における点数が高いわけですけれども、これまで市町村の業務については同種ではなく類似だったわけですけれども、市町村の発注業務についても同種業務ということで、評価を上げることにいたしました。それから、積算技術業務、技術審査業務については、1名のみ資格要件を満たさなくても配置可能とする。これは後ほど御説明いたします。

それから、ダム管理支援業務については、管理技術者及び担当技術者の資格要件に、一定期間以上の管理技術者の経験を有する者を追加。これは何を言っているのかよく分からないかもしれませんが、ダムというのは2種類ございまして、いわゆる河川管理施設、国とか県の河川管理者が持っているダムと、発電ダムのような許可工作物、民間が許可を受けてつくっているダムの2種類がございます。管理主任技術者というのは、民間がダムをつくった場合に置かなくてはいけない者のことでございまして、要は、民間のダム管理の経験があれば、それは資格要件にしようと。民間のダムの経験があれば、それでいいよと。民間ダムというのは、主に発電ダムのイメージですが、それの管理の業務を受けた経験があれば、それを認めましょうということにしております。

それから、道路許認可の話については、これも後ほど御説明いたします。

用地補償についても同等ですが、こちらについては、実務経験年数の緩和として、それ ぞれ必要な実務経験の年数を緩和したということでございます。

それから、4つ目ですけれども、複数年契約とか早期発注については、これは全体として評価されておりますので、これは今後も継続していくことにしております。

先ほど申し上げました担当技術者の資格要件の緩和で、3ページ目、4ページ目です。 まず3ページ目が、積算技術業務とか技術審査業務。これまでは、全ての担当技術者に資格を求めておったわけですけれども、今回、同じ場所に複数の方がおられる場合は、1人 が資格を持っておればよい。同じ箇所に担当する方がおれば、1人は持ってなくてもよい。 例えば、右上のところですね。3人配置のところに、1人は資格がなくても構いませんと いうことにしております。一方、3ページ目の右下にありますように、3人のうち2人が 資格がないのはだめだと。1人だけ資格がないのはいいと、そういう形にしております。

一方、4ページ目ですが、これは道路許認可ですけれども、これについては、もう少し単純な業務ということもございまして、ある事務所で許認可をやるわけですけれども、1人が資格を持っていればいいという、こういう緩和の方策をとらせていただいております。これぐらいの形で一度パブリックコメントをかけさせていただきました。パブリックコメントをかけさせていただいた結果がC-8になります。C-8で、今申し上げましたような緩和の結果をパブリックコメントにかけているわけですけれども、意見71件ございました。全体的に、当然、もっと緩和すべきだという話とそうではない話がございますが、緩和すべきという話を主に拾った形になっております。

例えば24ページです。「配置予定担当技術者の資格」で、実務経験として過去に業務を やったことがある。例えば3年契約の業務をしていたときに、3年間ずっとはりついてな かったような場合、3年間のうち1年だけしかその業務に就いていなかった場合ですね。 例えば転勤などで。それでも構わない。1年以上あればいい。それを明確化したというの がこれでございます。

それから、26ページです。これはいろいろな方から意見が一部出てきているわけですが、総合評価ですので、いわゆる技術を評価するのか、値段を評価するのか、これはなかなかせめぎ合いのところがあるわけですが、ある業者さんからは、価格でも競争をさせてほしいという意見がございました。ここはなかなか難しいところがあるわけですが、ここに書いてあるのは、全てとは言わないけれども、発注者側の体制が整っているところで、価格を相対的重視した取組を一部やってみようと。そこら辺でちょっといろいろな反応を見てみたいということで、試行的にやりたいということで、それができるように、発注機関が事務所ということになりますので、事務所の体制を確認した上で、一部やってみたいと思っております。

これが全体的なものでございまして、一番最初のC-1のペーパーに戻っていただきますと、ちょっと復習的になりますけれども、まずは業務実績の緩和。国土交通省の対応として、アンケートを踏まえて、業務実績要件の緩和で、過去10年から15年に延長いたしました。それから、総合評価における実績評価の見直しで、市町村発注の支援業務については、我々としては同種業務として見ます。積算技術とか技術審査においては、1名は資格要件を満たさなくても構わないことにしました。ダム管理支援については、管理主任技術者、つまり、民間ダムの経験も認めることにいたしました。道路許認可については、1か所において1名が資格要件を満たしていればよいことにいたしました。用地補償については、1名のみ資格要件を満たさなくても配置可能ということでございます。

めくっていただきまして、次のページです。全分野共通ですけれども、複数年契約、あ

るいは、早期発注については、引き続き努力してまいりたいと思っております。

それから、パブリックコメントを踏まえて、1つ目です。複数年契約で、例えば3年間の業務で、1年以上従事期間を持っていれば、それは実務経験といたします。

ダム管理支援については、30点満点から業務発注担当部署の体制が整っている場合については60点満点とするということができるように、試行的に導入させていただきたいということでございます。

そのほか、若干語句の訂正等はございますが、大きな点では以上となっております。 以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問・御意見 のある委員は、御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 詳細な御説明ありがとうございました。

非常に細かい分析がなされているなと思いました。その上で、資格のところですけれども、資格が積算技術とか許認可業務、用地補償の業務で違っているのですが、管理体制から見ると、道路の許認可審査・適正化の業務に関する資格者の記述の方が合理的かなと。 1名がいないということは緩和できるのですが、それは一体どういう体制をイメージするのかというのがあれなので、こちらにできないものかなというようなのが1つ。

もう一つは、アンケートの2ページで、関心があるところが95%もありながら、入札説明書は取得してないというところが物すごく多い。関心があるというところから、入札説明書を取得するというところに行くプロセス、そこに非常に大きなハードルがあるのだなと思います。そこの対策をどうお考えになっているのかなという点であります。

価格については、これはいろいろな考え方もあるので、一般論としては、こういうふうに人手不足のときには、過度の価格競争は避けるというのが普通の考え方かと思いますが、ずっと同じ業者が勝っているときに、実績のある人に新しい人が勝つ方法としては、価格競争は一つの方法なので、これはその業務の置かれている状況によって違うのかなと思います。

○高村室長 1つ目のお話でございます。道路許認可は、有資格者が1人いればいいと。そちらの方がいいのではないかというお話でございました。我々は、業務の内容が若干違うからかなと思っております。特に、道路の許認可は、窓口業務ですので、例えば3人いれば、必ずそこで3人がほぼ一緒に仕事をしているという可能性が高いわけでございます。ところが、もう一つの方は、ある場所で固定してやっているというよりも、それぞれが独立した仕事をしている可能性が高いです。積算の場合は、この工事はこの方、この工事はこの方ということで、かなり独立しております。そういう意味で、例えば3人いて、1人指導的立場がいて、2人を指導しながらというのは多分ちょっとしんどいのではないかと。許認可であれば窓口的業務なので、3人いれば、1人分かっていれば、横を見ながら、同じように指導しながらもできるのだという理解ですけれども、そういう意味で業務のある

意味中身の難しさとか、融通性のきかせ方を考えて、とりあえずはここからかなというふうに我々としては判断させていただいたということでございます。

それから、先ほどいただきました関心のあるという会社の割には余り入札説明書を取りに来ていないと。そこは、入札説明書を取りに来て、実際に参加をしようということになると、人の手配とかまで考えなくてはいけなくなるので、関心はあるけれども、入札説明書を具体的に取って、実際に内部検討を行おうというほどの意欲まではなかなかすぐにはいかないということなのかなと思います。この辺りは我々もどうしたものか。もしかすると、この業務の中身のPRみたいなのが必要なのかなとは思ったりはしますが、引き続き検討はさせていただきたいと、そのように思っております。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

○宮崎専門委員 ちょっと確認ですが、技術資格者要件に関しては、比較的業務が単純であるということで、道路許認可審査に関しては、3名のうち1名資格があればよしと。パブコメへの対応として、ダム管理支援業務に関しては、比較的内容がシンプルなので、価格点と技術点を1:1にしようではないかというお話でありまして。逆に言うと、道路許認可審査も、価格点・技術点を1:1にする余地があるのか。あるいは、ダム管理支援についても、3名のうち1名だけでいいですよという要件にする余地があるのか。その両方が、要件の緩和する業務が異なるものですから、その点どのようなお考えなのかというのを御説明いただけますか。

○高村室長 道路の管理については、これは正直言って、既存のやっている会社にとっても、いわゆる人手不足という観点から言うと、人を配置するのがだんだん難しくなってきているのも事実でございます。かつ、若い方に入っていただきたいというのが我々もございまして。若い方に入っていただくためには、当然、資格とか経験とかない方がほとんどですので、ある意味若手をどんどん業界に入れていくという意味でのメリットもあるということで、競争の拡大という以外でもメリットがあるということで、そうさせていただいたということでございます。

特にダムについては、これをあえて持ってきているのは、ここに対する意欲の高い会社 さんも実は具体的にあったものですから、まずはここで一つやってみようという形にさせ ていただいたところでございます。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

私から。担当技術者の資格要件の緩和についての資料C-7の3ページの絵ですけれども、これは先ほど港湾の件でも同じような絵があったのですが、細かい話で申しわけないのですけれども、資格を有する技術者が「同一職種」であることが要件になるのですね。この場合の「同一職種」は、土木・電気・機械という区分は、私も理解するつもりですけれども、この資格のない人間も入れようというのは、1つには、言ってみれば技術者を育てるといいますか、0JTみたいな側面もあるというお話かと思うのですね。そのときに、「同一職種」は、この絵の上の方に「A課」と書いてありますけれども、例えば土木課・電気

- 課・機械課というふうに区分があれば、土木課にいる人間でなければだめよという程度の 意味になるのですか。
- ○高村室長 ここはそういう意味では、例えば積算関係で言うと、土木関係の仕事と電気 関係の仕事は、中身が全然違うのですね。だから、正直、全く違う仕事なので、それぞれ が経験ないので、教えるのも事実上不可能なものですから、一応こういうところはあえて 分けさせていただいているということでございます。
- ○石堂主査 結局、資格のある・なしということからいけば、極端に言うと、この春学校を出てきたばかりの人間もその課にはいると思うのですね。資格の「ある・なし」とは言いながら、「ない」とは言っても、ある程度の能力、積算なら積算の能力を持っているというのは、当然、要件として必要だというふうに見るべきなのですか。資格はないけれども、積算なら積算についてある程度の経験は持っていないとだめと。
- ○高村室長 ある程度の経験を持っておいていただかないと、いきなりは多分無理です。 そういう意味ではある程度順次ということになってしまうのですけれども、まずは経験を 積んでいただいた上で入っていただくことにどうしてもなってしまいます。
- ○石堂主査 仕事に就いてもらうということですか。
- ○高村室長 はい。
- ○辻専門委員 今の点で、もう少し詳しく伺いたいのですが、ある人間が例えば土木の職種であると認定されるためには、何か要件とかあるのでしょうか。
- ○粟津課長補佐 特にそこはありません。
- ○辻専門委員 極論ですと、例えば電気科を卒業した大学生が、卒業して間もなくすぐに 土木に参りましたとかということも可能なのでしょうか。
- ○栗津課長補佐 例えば普通科の学校を出て、資格をお持ちでないと思うのですけれども、 それで入ってくることは理屈上は可能です。
- ○辻専門委員 こちらの絵で左下の「業務内容に鑑みて、資格を有さない技術者が同一職種でない」というカテゴライズがあるのですけれども、これは業者さんの側で「この方は電気ではなく土木なので、左上のカテゴライズになるのですよ」というのは、一応理論上は可能ということですか。ある人間が、この人はどんな職種なんだろうかということについては、何か定義とか要件を課さないと、この辺りちょっとあやふやになってしまうのかなという印象を今抱いております。
- ○事務局 資料C-3実施要項の11ページを見ていただくと分かると思うのですけれども、3-5のところに、配置予定管理技術者の要件があるのですけれども、こちらに、電気等の場合は、3)に「業務内容が、電気通信設備工事のみのものについては、以下のいずれの資格」ということで、資格を若干分けて判断をしているということではないのですか。 ○高村室長 そのとおりなのですけれども、実際にこういう発注になるというパターンは実はそんなにはないのですけれども、実際は、土木なら土木、電気なら電気で発注していることが多いので、大体別々になります。ここであえて書いているのは、ここで求めてい

るのが、例えば土木関係の積算業務として発注している場合は、あくまでも土木の資格を 認めるのであって、電気の場合はちょっと違う発注が普通なので、ここでは電気の資格を 土木の資格として認めるわけではないよということを言っているわけなのです。

○石堂主査 恐らく辻委員も同じような疑問だと思うのですけれどもね。要するに、それは業者の側の判断に任せるのですか。有資格者はAさんです、もう一人Bがついています。この人は資格はございませんと。では、Bはどんな仕事を今までやってきたのかということを根掘り葉掘り聞いていくわけにもいかないでしょうから、要は、有資格者が1人いればいいのであって、さっき私が言ったのもその辺ですけれども、学校を出てきたばかりで、本当は右も左も分からない者が付いて来ても、それは仕方ないと考えるのか。やはり何か要件はあるのです、ということになるとそれがはっきりしないと。私、さっき0JTの話をしましたけれども、むしろ、はっきり言うと、ど素人でも結構ですという世界かなと実は思ったのですよ。でも、そんな使い物にならない者を連れて来られても困るのだよということになると、では、どの程度ならいいかということを業者さんがはっきり分かるようにしておかないとまずいですね。

○高村室長 私も御説明をうまくできませんので、ここの部分は精査させていただきます。 おかしいのが多分これがあり得るのではないかということですね。実際にはこれで認めて もおかしくないのではないかということだと思いますので、ちょっとそこは精査させてい ただきます。済みません。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

〇若林専門委員 1 つ確認をさせていただきたいのですけれども、C-1 の最初の〇の業務実績要件の緩和で、実績要件の期間を10年から15年に延長で、方向性としては応札者の数を増やすという方向でよろしいと思うのですけれども、これは技術の進歩が結構ある中で、10年から15年に緩和するのは、内容的には問題ないという御判断でよろしいということでしょうか。

○高村室長 確かに技術の進歩はありますけれども、ただ、実際にやっている仕事の中身は、そういう意味ではかなりオーソドックスな中身で、管理なら、例えば法律そのものもそんなにころころ変わるわけでもございませんし、積算のシステムもがらっと変わることはそんなにはないので、例えば図面のつくり方とか、積み上げの方法というベーシックな部分では大きな変化はないと思っておりますので、これが問題になることはそんなにはないかなと思っております。

〇若林専門委員 だとすると、もうちょっと長くということはお考えにならなかったので しょうか。

○高村室長 余り古くなると、また、これはその方自身の立場も変わってくると思います し、データの方もだんだん古くなると、我々も保存の面とか、いろいろ確認するのも難し くなるというのもありまして、工事も確かかつて10年だったのを15年に延ばしたのですが、 これは工事の方も絶対的な量が減って、過去の経験を持っている会社が減ってきたという のもあったのですが、我々としては、ある程度事務的にも振り返られるような限界はこの 辺かなというのを実はつかんだところでございます。

- ○若林専門委員 ありがとうございました。
- ○石堂主査 よろしいですか。

それでは、本実施要項(案)の審議は、これまでとさせていただきます。 事務局から何かございますか。

- ○事務局 先ほど御質問のありました土木・電気・機械という専門性の部分ですけれども、 そちらの御回答については、書面で各委員に共有して御了解をいただけるということでよ ろしいですか。
- ○石堂主査 はい。
- ○事務局 そうしましたら、国土交通省さんにおかれましては、先ほどの御質問について、 回答を御検討いただきまして、それについては事務局に書面で提出をお願いします。

それについて、事務局から小委員会の各委員に確認を取りまして、それをもって監理委員会への付議をお願いすることにしたいと思います。

○石堂主査 それでは、本実施要項(案)については、本日の審議を踏まえ、国土交通省 さんにおきまして引き続き御検討をいただき、先ほどの点は、今回非常に意味の深い改定 だと思いますので、今後の運用でおかしなことになっても困りますので、ひとつ明快に整 理していただきたいと思います。その点について、実施要項(案)について必要な修正を 行い、事務局を通じて各委員が確認した上で、議了とするという方向で進めたいと思いま す。

なお、委員の先生方におかれましては、更なる質問、確認したい事項等がございました ら、事務局にお寄せくださいますようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。